

Q 1 : 学校が保護者や地域社会に情報を提供（公表）する場合、どのような点に留意する必要があるか。

A : 学校が、保護者や地域社会に対して学校評価の結果等を積極的に提供（公表）をすることは、学校に対する理解を深め、学校運営に協力しようとする意欲を高めるきっかけとなりうる。その際、以下の点に留意する必要がある。

（以下、情報の「提供（公表）」は、「提供」とのみ表記する。）

### 1 積極的な学校情報提供の根拠

「小（中）学校は、当該小（中）学校の教育活動その他学校運営について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。」 [小（中）学校設置基準 第3条]

### 2 学校情報提供の効用

- ・保護者等の学校に対する理解と信頼を高める。
- ・保護者等の学校に対する意識を高め、よりよい学校づくりのための支援・協力が得られやすくなる。
- ・教職員の意識や取組を改善する。

### 3 情報を提供する際の留意点

#### 提供する目的を検討する。

学校の情報を提供する場合、どのような目的で情報を提供するのかを検討することが前提となる。基本的には、学校が取り組んできた教育活動の成果や課題、改善策等について提供することで、保護者等の学校に対する理解と信頼を高めるとともに、教職員の意識や取組を改善し、よりよい学校づくりのための支援・協力を得ることになる。

#### 提供すべき情報の内容を検討する。

「提供すべき情報としては、例えば、学校の概要、教育目標、教育課程、教育活動の状況が考えられる。」

〔「小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について（通知）」13文科初第1157号 平成14年3月29日より〕（以下、「13文科初第1157号」と表記する。）

#### 人権尊重の立場から検討する。

- ・文言等を複数の目で厳重にチェックし、不適切な使用を防ぐように注意する。
- ・守秘義務に違反していないか確認する。
- ・個人情報保護の視点から慎重に吟味する。

#### 提供する対象（者）を明確にする。

基本的には、積極的に幅広く情報を提供することを原則とするが、提供する情報の内容により、提供すべき対象を十分に検討する必要がある。

## 提供する方法を検討する。

「情報を提供する方法については、各学校において、例えば、学校便りの活用や説明会の開催、インターネットの利用など、多くの保護者や地域住民等に提供することができるような適切な方法を工夫すること。」 [「13文科初第1157号」]

- ・ 提供する対象である児童生徒、家庭、地域のそれぞれの実態に応じて、提供する内容に応じた適切な方法を用いる。
- ・ それぞれの提供方法の長・短所を生かした積極的な情報提供に心がける。
- ・ 複数の方法による情報の提供を検討する。
- ・ 評価結果などを情報として提供する場合、数値データ等を並べるだけでなく、学校の努力や改善意欲が伝わるよう工夫する。

## 意見交換の場や機会を設定する。

意見交換の場や機会を設定することは、以下の理由が必要である。

- ・ 相互理解の必要性。
- ・ 生きたコミュニケーションの場の必要性。  
学校と保護者等の認識や意識の差を解消（＝不信感の温床の解消）したり、保護者や地域とともに歩む学校の創造への足かかりとしたりすることができる。

### < 参考資料 >

「小（中）学校設置基準」H14.3.29 文科省

「小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について（通知）」H14.3.29 文科省

「義務教育諸学校における学校評価がト`ライ`」H18.3.27 文科省

「学校評価の手引き」H17.3 県教委

「学校評価に関する参考資料（小・中学校）- 信頼される「開かれた学校」づくりを目指して」H18.3 県総教セ